平成 24 年度

ビューティビジネス大学院
（専門職大学院）
認証評価結果報告書

ハリウッド大学院大学
ビューティビジネス研究科
ビューティビジネス専攻

平成２５年３月

一般社団法人

ビューティビジネス評価機構

目　　次

Ⅰ　認証評価結果 ・・・

Ⅰ　認証評価結果

ハリウッド大学院大学ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻は、ビューティビジネス評価機構が定める評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

〇大学院パンフレットの５か国語での発行、留学生に対する中国語、韓国語による学修支援・学生生活支援が行われている。

〇教員相互の授業参観、授業相互評価が行われている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

〇入学定員の充足に努めること。

〇大学院の目的に沿ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明文化し、公表すること。

〇単位の実質化に向けて具体的に取り組むこと。

〇教員及び職員の採用基準や昇格基準等について明確に定めたものがないため、これに関する規程を整備し、教職員に周知徹底すること。

〇図書・資料とも系統的に収集・整理し、一層の利活用を図ること。

〇修了生や就職先等の関係者からの組織的な意見聴取を行うこと。

〇教育研究等の状況について自己点検・評価を体系的かつ組織的に行い、その結果を社会に対し広く公表すること。

〇スタッフ・ディベロップメントを大学として実施すること。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

〇社会活動を通じ、大学院の目的が広く社会へ浸透し、入学志願者増につながることが期待される。

〇アジア諸国の教育機関との交流協定の促進により入学者の確保を期待する。

〇ビューティビジネス分野の研究が格段に進展し、その成果がカリキュラムに反映され、授業内容がより充実・改善するよう期待する。

〇修士論文に代わるものとして「プロジェクト成果報告」の質が更に向上することが期待される。

Ⅱ　基準ごとの評価

基準１　目的および入学者選抜

・ビューティビジネス大学院の目的が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知、公表されていること。
・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施され、機能していること。
・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】　基準１を満たしている。

評価結果の根拠・理由

1－1　大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。

ハリウッド大学院大学の目的は、学則第一章総則第一条に「ビューティビジネスに関する学理および応用を教授研究し、専門職としての資質と専門的能力を培い、広く国際的視野に立って、社会の発展に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。」と定められており、学識と専門性の両者の一体的な必要性が謳われている。この目的は、学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものではない。

1－2　大学院の目的が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。

大学院の目的は、『学生便覧』に掲載され、学生をはじめとする構成員全員に配布周知されている。さらに、この趣旨は、ハリウッド大学院大学ホームページ及び大学院紹介パンフレット『ハリウッド大学院大学』（日本語版、英語版、中国語版、韓国語版及びベトナム語版）に掲載され公表されている

1－3　大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

求める学生像は、①ビューティサロン経営に従事し、その知識や技術に加えて高度な経営理論を習得し、新しいビジネスモデルに基づく専門経営者・管理者として独立を希望する社会人②化粧品等ビューティビジネス関連業界においてその経営の高度化を推進し幹部職員・ビジネスリーダーとなる志をもつ社会人③ビューティビジネス業界での学術経験がなくとも成長産業としてのビューティビジネスに注目し、その後継者・管理職およびベンチャービジネスとして新規参入を目指す人④ビューティビジネスの教育機関等において教育者・指導者としての専門教員を志す

人として、その趣旨に沿ってパンフレットの広報等を通じて公表されている。

しかしながら、入学者選抜の基本方針等についてアドミッション・ポリシーとして明確には定められていない。

1-4　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

アドミッション・ポリシーは明確には定められていないが、入学者の選抜については、入学志願者から「入学願書」、出身大学等の「卒業証明書」、「成績証明書」、研究テーマとその概要、研究の進め方、志望動機、将来のキャリア設計を記した「研究計画書」の提出を求め、その上で、ペーパーテストによる「入学試験」（記述式、1 時間）後、本人提出の「研究計画書」を中心に複数の専任教員による約 1 時間の「口述試験」を行い、その結果を入試委員会（専任教員 5 名で構成）で合否判定し、教授会で認定している。

また、大学卒業歴のない入学希望者を対象に、文部科学省の規定により、大学と同等以上の学力があるか否かの「学力認定試験」を事前実施して入学への道を拓いている。

これらの過程は、適切な実施体制で入学者選抜が実施されているものと判断される。

１－５　実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

1 学年定員 20 名に対して、過去 5 年間の入学者数は、平成 20 年度 13 名、21 年度 14 名、22 年度 19 名、23 年度 17 名、24 年度 15 名である。これらは、入学定員を「大幅に」下回る状況ではないものの、定員を上回る入学志願者や定員を満たす入学者を毎年確保するには至っていない。

入学志願者確保のため、平成 23 年度には授業料の減額、海外帰国子女と留学生の便宜も考えて後期（10 月）入学の開始、ホームページのリニューアルなど、の努力はされている。また、定員充足のため、平成 20 年からは在日ベトナム青年・留学生会（VYSA）との交流支援を通じ平成 22 年 10 月ハノイ大学から学費・生活費支給の留学生 1 名を受入れ、平成 24 年からは、ASEAN 10 ヵ国の留学生会との交流支援開始、原則として半年間を就学期間とする「外国人研究生」制度を新たに発足させ 24 年後期 4 名が入学など、適正化に向けた一定の取り組みはされている。

しかしながら、開学以来一度も入学志願者数も実入学者数も入学定員に達したことはなく、その関係の適正化を図る必要がある。

以上の内容を総合して、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

〇大学院紹介パンフレット『ハリウッド大学院大学』は、日本語版のほか英語版、中国語版、韓国語版、ベトナム語版で公表されており、留学生獲得に有効に利用されている。

【改善を要する点】

〇求める学生像については一部資料で触れられているが、入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が策定されておらず、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号に基づき、大学院の目的に沿ってアドミッション・ポリシーを明文化し、社会に対し広く公表すること。

〇開学以来、定員を上回る志願者や定員を満たす入学者を一度も確保するに至っていないことから、本大学院が、ビューティビジネス分野で最初に設立された高等教育機関であり、未知の実績等による知名度の不足、ビューティ産業における専門経営者や後継者育成の必要性がまだ社会に十分理解・浸透されていない等の理由は考えられるが、大学院の目的に沿った資質を有する入学者の確保のため早急に対策を講じること。

【更なる向上が期待される点】

〇大学院の目的について、学則の記述にとどまらず、募集要項、学生便覧等でより具体的に志願者、学生に周知されるよう改善を期待する。

〇エクステンションスクール等の充実を通じ、大学院の目的が広く社会へ浸透し、入学志願者増につながることが期待される。

〇アジア諸国の教育機関との交流協定の促進により入学者の確保を期待する。

基準２　教育課程

・教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、ビューティビジネス大学院の目的、学生が身につけるべき知識・技術に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
・教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
・学位授与方針（ディプロマポリシー）に沿って成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
・学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。

【評価結果】　基準２を満たしている。

評価結果の根拠・理由

２−１　理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、必要な授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。また、教育課程が次ぎに掲げる事項を踏まえた内容になっているか。
①ビューティビジネスに必要な企業経営又は技術経営の実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野を持つ専門職業人を育成するように適切に編成されていること。
②専門職としての資質と専門的能力を養うためビューティビジネス基礎、ビューティビジネスマネジメント、ビューティ基礎、ビューティテクノロジーに関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされていること。
③基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行なうことができるよう教育課程が編成されていること。

「学術と実務」の架橋に留意しつつ、「経営系」と「技術系」の両面から、基礎的科目として「サービスビジネス基礎科目」と「ビューティ基礎科目」、発展的科目として「ビューティビジネスマネジメント発展科目」と「ビューティテクノロジー発展科目」の 4 科目群が配置されている。さらに、「プロジェクト成果報告」を必修科目として、学生にビューティビジネス全般に係わる分野から研究テーマを選択させ、修了後の進路を見据えた報告書が作成されている。

ビューティビジネスマネジメント発展科目として、「ビューティビジネス論」、「経営戦略論」、「企業の社会的責任論」等が開講され、ビューティビジネスに必要な企業経営又は技術経営の実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観及び国際的視野を持つ専門職業人を育成するように適切に編成されている

ビューティテクノロジー発展科目として、「ビューティビジネス技術論」、「メディカルビュー

ティ技術論」、「ヘア・メイク・ネイル・エステ等の技術論」等が開講され、このうち技術論については、分野毎に「技術論Ⅰ」、「技術論Ⅱ」の 2 階建てとして、前者が技能未経験者を対象とした科目、後者がその履修者及び技能経験者を対象とした科目に分けられるなど、専門職としての資質と専門的能力を養うための科目を重点的かつバランスよく履修させるように配慮されている。

また、社会人や大学卒業者のビューティビジネス分野の未履修者や留学生を対象として、修了認定の対象となる科目を十全に修得することを前提とした「経済学」、「経営学」、「簿記会計論」、「ビジネス英語」、「ビジネス日本語」など前提基礎科目 11 科目が開設され、修了認定とは別に単位が付与されている。

このように、基礎的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行なうことができるよう概ね体系的な教育課程が編成されていると判断される。

しかしながら、教育課程編成や実施方針に関するカリキュラム・ポリシーが明確に定められていない。また、開学後修了生を輩出してから間がないこと、この分野での本格的な研究も緒についたばかりであることから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映した教育課程の編成までには至っていない。今後、このような視点を考慮したカリキュラム改革が望まれる。

2-2　教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。

本大学院での学修結果の集大成と位置づけられている「プロジェクト成果報告」では、サロン経営、化粧品業界の動向、ビューティビジネスに関する国際比較等のテーマが取り上げられており、また、修了者の卒業後の進路先を見ると、ビューティビジネスの起業家を目指す者、後継者として社長に就任した者、化粧品業界に就職した者等を輩出していることから、教育課程や教育内容の水準が、結果として当該職業分野の期待に応えているものと判断される。

授業科目の内容について、この分野の研究動向については 2-1 で述べたとおりであり、現時点で反映されたものとはなっていないが、実務家教員による科目が 12 科目開設され、実務の経験を反映したものとなっている。

2-3　履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

修了要件 30 単位に対して、履修科目の上限は年間 26 単位となっている。この年間単位数は、1 単位が求める授業時間外の学習を促すための措置としては、適切であるとは言い難い。また、その他単位の実質化への具体的な取り組みも見られないことから配慮はされていないと判断する。

2-4　学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

授業科目の時間割は、社会人に配慮し、平日は、18：00 から 2 時限、土曜日は 5 時限として編成して、同一時限に並行する授業は 2 科目以下（平成 24 年度からは、原則 1 科目のみ）として、学生の在学中の 2 年間ですべての科目を選択し受講できるように編成されている。

「プロジェクト成果報告」の指導については、限定した指導に画一化することなく、指導教員が、フィールドワークや現場での実習を含めて、学生の選択したプロジェクト（研究テーマ）の性格に応じた形態で、年間 30 時限以上の指導を行うこととしている。このことから、学生の履修に配慮した適切な時間割設定となっている。

ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、24 年度前期において最大 16 人、最小 4 人、の平均 8.7 人で、教育効果を十分にあげられるよう適当な人数となっている。

2-5　専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

平成 24 年度のシラバスによると、事例研究を取り入れているのが 8 科目、現地調査に相当する実技実習 13 科目、討論等を中心に進めているのが 3 科目で、全授業科目 39 科目中 24 科目であり、また、実務家教員や修了生の経営するサロン見学が毎年複数の科目で行われていることから、分野に応じた適切な方法で授業が進められていると判断される。

2-6　教育課程の編成の趣旨に沿って、1 年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全授業科目のシラバスは、『学生便覧』に記載されており、大学のホームページで公表されている。シラバスの内容は、担当教員、講義名、講義概要、講義の進め方、教科書等、成績評価方法からなり、その構成について統一化されて概ね適切に作成されている。しかしながら、各講義で同じタイトルを繰り返すものや成績評価方法の記述がないものなど、不十分なものも散見される。

シラバスの活用に関しては、修了生・学生とのインタビューを通じ、各学生の修了までの学修計画に沿って各学期の履修登録の際参考にしていることが確認され、各学期末の授業評価のなかでも、「シラバスどおりに講義が行われている」との概ね肯定的回答が多いことから、活用されていると判断される。

2-7　学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

教員の授業内容や指導方法については、シラバスによって共有されている。さらに、①各学

期の中間に実施される担当教員自身による授業評価の学生アンケート②各学期末に実施される事務局による授業評価の学生アンケート結果の教員へのフィードバック③毎後期に行われる教員の授業参観と意見交換、の三つのデータに基づくFD研究会での討論によって、情報の共有と改善が図られている。

2-8　成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

ディプロマ・ポリシーは明文化されていないが、成績評価、修了認定については、『学生便覧』で学生に周知されている。成績評価については、科目間の評価方法の統一を図るために、平成22年10月の教授会において成績評価の統一基準が策定されている。

2-9　成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

各科目の成績評価はシラバスに基づいて担当教員が行っているが、成績評価、単位認定、修了認定に当たっては最終的に教授会に報告され教員全体で評価が共有されている。

また、成績評価などにおいて個別に疑義がある場合には、研究科長が担当教員と協議の上学生に説明をしており、学生も納得できる客観的な評価が確保されていると判断できる。

特に、教育上重要な意義を持つ「プロジェクト成果報告」の成績評価については、評価の正確性を担保するために、担当指導教員以外に研究者教員・実務家教員を加えて評価を行い、その後の口述試験には専任教員全員が質疑に参加している

2-10　学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

入学者が、ビューティの実務未経験者、職業を持つ社会人、多くの留学生など多様性を持っているのにもかかわらず、学生から相談があった場合に、はじめて各教員による個別かつ具体的な「履修指導」や事務局による「学習相談・助言」で対応しているのが現状である。しかしながら、学生数が少ないことから日常的に相談が可能な状況となっている。

このことから、学生の履修指導や学習相談・助言が概ね適切に行われていると判断される。

以上の内容を総合して、「基準２を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

〇留学生や大学未修了者、ビジネスに関する基礎的知識を有しない者に対する入学後の専門科目履修の一助として修了単位には含まれないが単位を付与する「前提基礎科目」を設け、専門科目との関連性等をガイダンス等で説明し、履修を奨励している。

【改善を要する点】

〇大学院の目的に沿って、教育課程編成・実施についてのカリキュラム・ポリシーを明文化すること。
〇履修登録上限が1年間26単位と設定されているが、修了単位30単位としていることからも、単位の実質化のために再検討が必要であること。
〇大学院の目的に沿って、学位授与についてのディプロマ・ポリシーを明文化すること。

【更なる向上が期待される点】
〇本大学院の教員が主体となって「ビューティビジネス学会」を創設していることからも、この分野において世界のパイオニアとなってリードする研究が活発に行われ、その成果がカリキュラムに反映されることによって、授業内容がより充実・改善するよう期待する。
〇ビューティビジネス分野のグローバルな進展を考慮し、英語で授業を行うことについて検討することを期待する。
〇専門職大学院では修了要件とはされていない修士論文に代わるものとして、4単位の「プロジェクト成果報告」を必修科目とし、その指導や審査にも複数の教員が当たり、口述試験も行われている。学生の自由な発想に基づく明確な問題意識、実践的課題の発見・解決につながるよう、より質の高い「報告」が輩出されることを期待する。
〇シラバスの中には、授業項目を羅列しただけでその内容がわかりにくいもの、成績評価について触れられていないものなど、不十分なものが散見される。学生が理解しやすいよう更なる改善向上を期待する。
〇新たに開設を計画している「起業プログラム」について、社会経験のある入学生が入学時から起業を意識した学習・準備ができる科目となるよう期待する。
〇履修歴や実務経験の有無、留学生など学生の多様性が特色であることから、例えば、アカデミックアドバイザリー制度やウォークインで履修相談などができるオフィスアワーの設定など、学生の個性に応じたより充実した学習指導・助言体制が確立されることを期待する。

基準３　学習成果

・ビューティビジネス大学院の目的において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、学習成果があがっていること。

・実務経験を教育に反映させ、ビューティビジネス分野のリーダー養成の成果があがっていること。

【評価結果】　基準３を満たしている。

評価結果の根拠・理由

３−１　単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学習成果があがっているか。

学位取得者が、平成 20 年度入学者の学位取得率 92%、平成 21 年度 43%、平成 22 年度 63%にとどまっているのが、単位の修得状況等から、概ね意図した学習成果はあがっていると判断される。

３−２　授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学習成果があがっているか。

学生による授業評価は、開学後 2 年間は、学期末に個々の授業科目につき「選択式アンケート」と「記述式意見聴取」の方法で実施している。平成 22 年度からは、授業評価の他、FD 活動の一環として、授業担当教員自身が直接受講生から評価と意見を徴するアンケートを実施している。その際、担当教員がアンケート結果を学期中の授業に反映・改善できるように、学期の途中にアンケートを実施している。いずれにおいても、学生からは概ね肯定的な結果を得ており、意図している学習成果があがっているものと判断される。

３−３　修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学習成果があがっているか。

過去 3 年度における修了生の「ビューティビジネス」関連職種への就業者は、Ⅰ期生 12 名中ビューティビジネス経営の後継者 4 名を含めて 9 名、Ⅱ期生 6 名中既就業者 1 名を含めて 3 名（その他大学大学院修士課程進学 2 名）、Ⅲ期生 12 名中既就業者 1 名を含めて 5 名（その他関連職種に求職中 4 名、他大学院博士課程進学 1 名、その他 2 名）となっていることから、概ね意図した学習成果があがっているものと判断される。

３−４　修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学習成果があがっているか。

修了生や就職先等の関係者から、組織的な意見聴取は実施されていない。なお、修了生と在校生との交流、エクステンションスクールの講義やホームページ上での修了生によるパネルディ

スカッション、学校法人主催の就職説明会での修了生による説明と勧誘、学会・業界誌への掲載などを通じて修了生の学習成果を把握する努力は行われている。

以上の内容を総合して、「基準３を満たしている。」と判断する。

【優れた点】
特になし

【改善を要する点】
〇修了生や就職先等の関係者からの組織的な意見聴取や学習成果の調査を実施すること。

【更なる向上が期待される点】
特になし

基準４　教職員組織等

・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
・教員の採用および昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】　基準４を満たしている。

評価結果の根拠・理由

４−１　教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。

小規模大学院であることから、特に教員組織及び職員組織の編制のための基本的方針を有しておらず、教員組織の基本を教授会に置いて、教授会のもとに、運営委員会、FD 委員会、自己点検委員会、教務委員会、学生相談委員会、図書委員会、広報委員会、入試委員会、人事委員会が設置され、産学連携を推進することを目的としたビューティビジネス研究所が附置されている。また、職員組織については、事務局長のもとに 3 名の職員を配置した組織となっている。

４−２　教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。
①　専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
②　専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
③　専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

文部科学省告示による専任教員 11 人に対し 14 人、①9 人、②1 人、③4 人、また、教授は 10 人で半数以上となっている。

４−３　専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員とよぶ。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね 3 割以上に相当する人数が置かれているか。

文部科学省告示による専任教員 11 人に対し 14 人、実務家教員 5 人で 3 割以上となっている。

４−４　実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

実務家教員に関しては、「理論と実践」の両面の教育力を兼ね備えた実務系人材が、それぞれ

の実務経験と関連した科目を担当している。特に、ヘア・メイク・ネイル・エステ等の技術者評価と技術指導者としての知識の修得を重視している科目については、技術論の面で専門的実務能力を有する教員が指導している。

必修授業科目、「サービス産業論」、「ビューティ文化論」、「ビューティビジネス論」及び「ビューティビジネス技術論」はいずれも専任教授・准教授が担当している。同じく必修 4 単位の「プロジェクト成果報告」については主指導教員には専任の教授・准教授が、副指導教員として専任、特任、客員の教授・准教授が担当している。

4-5　教員の過去 5 年間における教育上または研究上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検・評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

ホームページ上の「教員紹介」に開示されている。

4-6　教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準や昇格基準等を明確に定め、教育上の指導能力についての評価を組織的に行う必要があると判断される。

4-7　教員の教育研究活動に関する評価が定期的に行われ、それによって把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動に関する評価を定期的に行う必要があると判断される。

4-8　大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の任期を 1 年としているが、教育研究や教育課程の改善、向上の安定性・継続性を考慮し、適切に運用されるよう検討が必要である。また、大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するためのサバティカル制、公募制、テニュア制などの具体的措置について検討が必要であると判断される。

4-9　教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。教育支援者の活動について、定期的に自己点検・評価が行われ、その結果に適切に対応されているか。

学生収容定員 40 名に対し、大学院担当事務局長 1 名、事務職員 3 名（1 名は司書有資格者）計 4 名の専任事務職員が、また、技術系の職員については、大学院専任ではないが学校法人の技術専門職員が常時助言・協力できる体制にあり、教育支援職員は概ね適切に配置されていると

判断される。

また、教育支援者の定期的自己点検・評価について適切に対応できるよう検討する必要があると判断される。

以上の内容を総合して、「基準４を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

〇教員及び職員の採用基準や昇格基準等について明確に定めたものがないため、これに関する規程を整備し、教職員に周知徹底する必要がある。

〇教員の教育研究活動に関する評価を定期的に行うなど教員組織の活動をより活性化するための具体的措置を検討すること。

【更なる向上が期待される点】

〇教員の任期を１年としているが、教育研究の安定性・継続性を確保し、教員組織の活性化に資する運用が期待される。

基準５　学習環境

・ビューティビジネス大学院の教育研究組織および教育課程に対応した施設･設備ならびに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
・学生相談・助言体制等の学習支援および学生の経済支援等が適切に行われていること。
・ビューティビジネス大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。
・ビューティビジネス大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織および事務組織が整備され、機能していること。

【評価結果】　基準５を満たしている。

評価結果の根拠・理由

５−１　教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

講義室 2 室には、モニタとノートパソコン、DVD プレイヤーが常設され、講義室としては教育課程に対応した施設・設備となっている。主として実務家教員が担当する実務関連授業（メイクアップ技術論、ヘア技術論等）については、大学院の専用ではないが、学校法人設置の美容専門学校の施設・設備を利用して実習を行うことが可能となっている。

教員の研究環境として、専任教員14 人に対して、共同研究室2室（当該大学院では「研究室」と称している）が設置されているが、教員の個人研究室は整備されていない。共同研究室には、ローパーテーションで区切られた20の個席を設け、個席にパソコンを設置している。

これらのことから、教育研究組織及び教育課程に対応した施設･設備が一定程度整備されていると判断される。

５−２　図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成 24 年 5 月 1 日現在、蔵書数は 4822 冊（うち外国書 358 冊)、学術・業界誌 49 冊となっている。上記図書以外にも、各教員から数多くの図書が寄贈されたが、まだデータベースが未整備の状態にあり、学生の利用に至っていない。

このことから、図書室がある程度の整備はされているものの、当該大学院の目的に照らして一定の収書・整理方針に基づいて更なる系統的な収集・整理が必要と判断される。

５−３　自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自習のための研究室が 1 室あり、自習席、パソコン、コピー機、プリンタ等も設置されている。平成 22 年度からは討論が可能なように長テーブルの設置、パソコン増設、新刊雑誌・レファレンス利用等の配架を実施しており、自主的学習環境が一定程度整備され、利用されてい

ると判断される。

5-4　学生が在学期間中に課程の履修に専念できるように、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。

日本学生支援機構（第一種及び第二種）、私費外国人留学生学習奨励費が利用されている。設置者である学校法人が提供する奨学金及び学費減免の制度を用意している。

学生の支援体制は、開学当初は主に事務局職員が対応していたが、平成 22 年度からは教授会内に設置された教務・学生委員会が所管し、更に平成 24 年度からは学生相談委員会として独立してその任に当たっている。

これらのことから、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が概ね整備されているものと判断される。

5-5　学生支援の一環として、天災地変等不測の事態に備え、学生への連絡方法などの危機管理体制が整備され、機能しているか。

平成 23 年 3 月の東日本大震災については、事務局では直ちに全学生と電話・E-mail 等による連絡を確保して安全を確認している。翌日は学位授与式であったが、全員が出席して終了している。大学院が入居しているハリウッドビューティプラザは、六本木ヒルズ全体の防災組織の管理下にあり、防災訓練も行っている。

これらのことから、危機管理体制が整備され、機能していると判断する。

5-6　学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

学生数が少ないために、教員全員が案件毎、事案毎に学生の相談に応じることができる体制となっている。修了後の進路指導は、「プロジェクト成果報告」のテーマ選定時から指導教員と実務家教員が、具体的なキャリアマネジメントの相談に応じている。また、有資格者のキャリアコンサルタント教員 3 名と学生メンター2 名が配置されている。

修了後の進路先から見て概ね学生のキャリア開発は学生の期待に沿っているものと判断する。

5-7　特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。

留学生に対する学習支援としては、平成 22 年度より「日本語」の習熟を図るための補修授業を、平成 23 年度からは「ビジネス日本語」を前提基礎科目として開設している。日本語の向上、履修科目の選択、修了後の就職、学生生活などの固有の問題を抱えているケースが多いため、学校法人の国際交流室（中国語、韓国語での対話が可能な専任職員を常時配置）の協力を得て個別に対応されている。また、生活面では特に留学生に配慮した学生寮を用意して利便を図っている。

精神的な相談に対応するために、臨床心理士の資格をもつ専任教員やカウンセラーの経験が豊富な教員を配置している。

これらのことから特別な支援が必要と考えられる留学生について、学習支援、生活支援等が適切に行われていると判断する。

5－8　教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。

当該大学院では、開学以来 4 年余の実績からは、大学運営に必要な措置が財政的な事情から回避されたことはない、としている。しかしながら、大学院の消費収支決算に関し、毎年度消費支出超過となっている。

このことから大学院としての教育活動等を適切に遂行できるよう財政的基礎を確立するために十全な財政計画を策定すべきであると判断される。

5－9　管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。

管理運営のための組織として、14 名の専任教員と 3 名の特任教員の合計 17 名の教員で構成される教授会がある。平成 23 年度からは教授会幹部（理事長・学長・研究科長・事務局長他）による運営委員会が設置され定期的に会合して、基本的な案件について意見を交換している。また、各委員会には全教員が複数の委員会に委員として参加して、全学の問題を事前に議論し、決定事項は教授会審議としている。

また、事務組織は、学生数 41 名と専任教員 14 名の事務管理を 4 名の職員で処理しているが、対学生数・教員数では概ね適正な規模と機能を持っていると判断される。

5－10　管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的を達成するために、効果的かつ透明性を確保した意思決定が行える組織形態となっているか。

開学後 4 年を経て、管理業務もほぼ整理されてきている。すべての手続・連絡・報告は可能な限りデータ化・書式化して学生・教員に公開され、小規模大学院の特性を活かし、全員が当面する問題を共有できる利点がある。

このことから、概ね効果的かつ透明性を確保した意思決定が行える組織形態となっていると判断される。

以上の内容を総合して、「基準５を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災への対応については、迅速かつ的確に全学生と連絡し、安全確認しているなど、常日頃の危機管理体制が整備されていることを示している。

○中国語・韓国語で対応可能な職員が学校法人の国際交流室に配置され、留学生に対する対応が行われている。

【改善を要する点】

〇図書館（室）は、大学院の目的に照らし、図書・資料とも系統的に収集・整理し、一層の利活用を図ること。

〇大学院の教育研究を推進するための財政基礎を確立すること。

【更なる向上が期待される点】

〇教員の研究環境がより整備されることを期待する。

基準６　教育の質の改善・向上

・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備　　され、取組が行われており、機能していること。

・教職員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】　基準６を満たしている。

評価結果の根拠・理由

6−1　学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。

学生受入の状況、教育の状況および進路についての資料・データ等については一定の収集整理が行われているが、それを分析し、それに基づいた自己点検・評価を組織的に行う必要があると判断される。

6−2　学生からの意見聴取が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生による授業評価に加えて、その他学生からの意見聴取を行い、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映される必要があると判断される。

6−3　学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

大学として学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズを聴取する機会を設け、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映させる必要があると判断される。

6−4　自己点検・評価の結果が大学院内および社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価を組織的に行い、本評価に提出した自己評価書を含め社会に対し広く公開する必要があると判断される。

6−5　自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

FD 活動や教員相互の授業参観によって、ある程度教育の質の改善・向上のための取組が行われ、教育課程の見直し等につながる方策は講じられているが、自己点検・評価の結果を組織的に分析してフィードバックする必要があると判断される。

6-6　個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの教育研究の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員によって、毎年のシラバスは改訂されており、ある程度教育研究の質の向上、授業内容、教材、教授技術等の改善に結びついてはいるが、自己点検・評価の結果の組織的な分析に基づいて継続的な改善を行う必要があると判断される。

6-7　ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映され、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上および研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。

当該観点については、観点６－８において併せて分析することとする。

6-8　ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントが、教育の質の向上に結びついているか。

ファカルティ・ディベロップメントについては、FD 委員会の主導のもと、学生の授業評価や教員による授業の相互参観､教員と学生との日常のコミュニケーションの中で出てきた問題をテーマ研究として取り上げる「FD 研究会」、また、教員間での研究テーマや実務の紹介、授業内容の相互理解の促進のための「スタッフ研究会」を実施している。いずれも専任教員以外にも主要科目を担当する特任教員が参加している。　スタッフ・ディベロップメントについては大学として実施する必要がある。

このことから、ファカルティ・ディベロップメントについては組織として概ね適切に実施されており、教育の質の向上にある程度結び付いているものと判断される。

以上の内容を総合して、「基準６を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

〇教員の相互授業参観、相互評価が毎年行われている。

【改善を要する点】

〇自己点検・評価を体系的かつ組織的に実施し、その結果を社会に対し広く公表すること。

〇スタッフ・ディペロップメントを大学として実施すること。

〇学外関係者からの意見や専門職域にかかわる社会のニーズを反映させる機会を設けること。

【更なる向上が期待される点】

特になし

Ⅲ　意見の申立及びその対応

一般社団法人ビューティビジネス評価機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：１９件

（申立１）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準１　目的および入学者選抜 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点１－３ 求める学生像は、①ビューティサロン経営に従事し、その知識や技術に加えて高度な経営理論を習得し、新しいビジネスモデルに基づく専門経営者･管理者として独立を希望する社会人②化粧品等ビューティビジネス関連業界においてその経営の高度化を推進し幹部職員･ビジネスリーダーとなる志をもつ社会人③ビューティビジネス業界での学術経験がなくとも成長産業としてのビューティビジネスに注目し、その後継者･管理職及びベンチャービジネスとして新規参入を目指す人④ビューティビジネスの教育機関等において教育者･指導者としての専門教員を志す人として、その趣旨に沿ってパンフレットの広報等を通じて公表されている。 しかしながら、入学者選抜の基本方針等についてアドミッション･ポリシーとして明確には定められていない。	（１）対応 原案のとおりとする。 （２）理由 本観点では、「大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。」について分析を行った。 書面調査及び訪問調査を通じて、一部資料において求める学生像については触れられているものの、入学者選抜の基本方針その他について、大学院の目的に沿って、当該大学の申立理由にある内容等を明確にアドミッション･ポリシーとして設定し、募集要項およびウエブサイトなどで広く社会に公表、周知すべきであるとの結論に達している。 このことから、原案は適切であると判断する。

（３）意見 　入学者選抜の基本方針等についてのアドミッション・ポリシーとして、入学者受入れの基本方針を「ビューティビジネスの発展に貢献出来る専門職業人として不可欠な専門能力を修得し、経営者・管理者・指導者・教育者を目指す人を対象とする」と定め公表してきた。 （４）理由 　アドミッション・ポリシーとして、具体的には、次の事項を目標としている者を入学条件として定め、かつ本学の期待する教育研究成果があげられる基礎能力と研究意欲を持ったものを入学者選抜の基本方針として、入学許可をしてきた。 入学時目標 １．ビューティビジネスへの新たなチャレンジ ２．ビューティビジネス経験者から経営者へキャリアアップ 修了後目標 １．修了後の就業産業分野がビューティビジネス ２．修了後の専門職務分野がビューティビジネスの経営者・管理者または指導者・教育者 以上をアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）として明確に定め、今後さらに入学希望者の能力評価指標および修了の到達レベル目標を明確に定め、アドミッション・ポリシーとして英語表記でも公表・周知していきたい。	

（申立２）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準１　目的および入学者選抜 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点１－５ １学年定員 20 名に対して、過去 5 年間の入学者数は、平成 20 年度 13 名、21 年度 14 名、22 年度 19 名、23 年度 17 名、24 年度 15 名である。これらは入学定員を「大幅に」下回る状況ではないものの、定員を上回る入学志願者や定員を満たす入学者を毎年確保するには至っていない。 入学志望者確保のため、平成 23 年度には授業料の減額、海外帰国子女と留学生の便宜も考えて後期（10 月）入学の開始、ホームページのリニューアルなど、の努力はされている。また、定員充足のため、平成 20 年からは在日ベトナム青年・留学生会（VYSA）との交流支援を通じ ASEAN10 カ国の留学生会との交流支援開始、原則として半年間を就学期間とする「外国人研究生」制度を新たに発足させ 24 年後期 4 名が入学など、適正化に向けた一定の取り組みはされている。しかしながら、開学以来、一度も入学志願者数も実入学者数も入学定員に達したことはなく、<u>その関係の適正化を図る必要がある。</u> （３）意見 入学者数は定員を大幅に超える状況にはなっていないと考えている。1 学年定員 20 名に対して、開学時の平成 20 年度 13 名、平成 21 年度 14 名、平成 22 年度 19 名、平成 23 年度 17 名、平成 24 年度 15 名であるが、定員充足	（１）対応 原案のとおりとする。 （２）理由 本観点では、「実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。」について分析を行った。 書面調査及び訪問調査を通じて、開学以来、一度も入学志願者数も実入学者数も入学定員に達したことがないため、その関係の適正化を図る必要があることを指摘しているのであって、当該大学の申立理由にある定員充足のための諸方策や努力を否定しているものではない。このことから、原案は適切であると判断する。

のための処方策は徐々に成果を上げつつある。 （４）理由 「適正化」については、「訪問調査における確認事項に対する回答」の中の３）定員を減員する計画の有無、の問合せに対して、本学としての入学者選抜対策を次のように記している。定員を減ずる計画はない。募集対策としては、「チーム江夏（学長）」を編成して月 2 回の戦略会議を開催して全学的に学生募集に取組む体制にしている。募集を担当している広報委員会は外部の進学相談会への参加、学内の専門学校高度専門課程・通信課程からの進学の勧誘、美容業界訪問などのチャネルの活用等を通じて努力しており定員充足は可能であると考えている。また、平成 22 年度より秋入学制の開始、24 年度からは外国人研究生制度を導入した結果 4 名の入学者があり、そのうち 2 名は秋入学の本科生へ編入した。	

（申立３）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準２　教育課程 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点２－３ 修了要件 30 単位に対して、履修科目の上限は年間 26 単位となっているが、各科目に対し学生が実質的に勉学するための措置とは言えず、その他単位の実質化への具体的な取組も見られないことから配慮はされていないと判断する。 （３）意見	（１）対応 原案の記述「履修科目の上限は年間 26 単位となっているが、各科目に対し学生が実質的に勉学するための措置とは言えず、」を「履修科目の上限は年間 26 単位となっている。この年間単位数は、1 単位が求める授業時間外の学習を促すための措置としては、適切であるとは言い難い。また、」と修正する。 （２）理由 書面調査及び訪問調査を通じて、修了要件 30 単位に対して、履修科目の上限は年間 26 単位となっている。この年間単位数は、1 単位が求める授業時間外の学習を促すための措置と

ビューティビジネスを専攻とする初の専門職大学院として「学術と実務」の両面からの履修科目の単位設定には最も配慮を行ってきた。研究目的に沿った科目選択をするために、入学前から個人別の履修指導をして 2 年間を通じた研究活動計画の指導を立案し、最終的に「プロジェクト成果報告」につながる履修構成になるように科目履修の指導をしてきた。 （４）理由 本学のカリキュラム編成は、ビューティビジネスが多様な分野へ拡大成長している現状から、学生の研究テーマは多様化している。その社会的要請を反映して、毎年充実してきたために学生の希望する履修科目は増加傾向になっている。 単位の拡大は、2 年次の「プロジェクト成果報告」作成のために必要とされる関連科目を、出来るだけ幅広く履修したいという学生の要望に応えるために取った措置であった。今後、取得科目の履修の深化をはかるために、どのような研究課題をもっているのか、研究方法をどのように考えているのか、そのためにどんな科目を履修することが適当か等について、さらに学生の履修科目指導を組織的かつ個別に相談･指導する教員組織体制を強化したい。	しては、適切であるとは言い難い。その他授業時間外の学習のための工夫や GPA 制度導入に向けた検討等単位の実質化への具体的な取り組みも見られないことから配慮はされていないとの結論に達している。 このことから、原案の記述は単位の実質化について具体性に欠けるため、一部修正する。

（申立４）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準２　教育課程 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点２－１０ 入学者が、ビューティの実務未経験者、職業	（１）対応 原案の記述「また、・・・機能していない。」を削除し、「しかしながら、学生数が少ないことから日常的に相談が可能な状況となっている。」を加える。また、「このことから、学生の履修指導や学習相談･助言が適切に行われていないと判断される。」を「このことから、学生

を持つ社会人、多くの留学生など多様性を持っているにもかかわらず、学生から相談があった場合に、はじめて各教員による個別かつ具体的な「履修指導」や事務局による「学習相談・助言」で対応しているのが現状である。また、オフィスアワーの制度は設けているが、５－１で述べるように教員研究室等の環境から、事務局を通じた予約制をとるなど十全には機能していない。 このことから、学生の履修指導や学習相談・助言が適切に行われていないと判断される。 （３）意見 学生の履修指導は入学希望者に対し、入学前より、入学目的･研究テーマ等について指導し、入学後に、それに基づき基本的な履修指導を行ってきた。それを前提に入学後、学生が提出した研究計画書に適合する担当教員を配置し、学生がその教員と直接に個別の履修指導や相談に応じてきた。今後、さらに組織的に学生の相談に応じられるように担当教員を強化配置して整備して行きたい。 （４）理由 学生の履修指導及び学習相談･助言については、オフィスアワーの利用を基本にしているが、学生の大部分が就労者である等、多様な学生構成の実状から「講義・演習」の前後の時間帯、オフィスアワー以外の時間帯での相談、メールによる交流など、学生との意思疎通は多様な情報ルートで行われている。教員研究室および教室は年間 365 日、午前 9 時より午後 9 時（土日祭日は午後 6 時）まで教員・学生に開放している。また、学生数に対し教員数（専任・非常勤）が相対的に多いこともあり、学生が要望する時間･場所において教員との面談の機会	の履修指導や学習相談･助言が概ね適切に行われていると判断される。」と修正する。 （２）理由 書面調査及び訪問調査を通じて、入学者が多様性を持っているのにもかかわらず、学生から相談があった場合に、はじめて各教員による個別かつ具体的な「履修指導」等で対応している現状であり、学生のニーズを汲み上げる制度やウォークインで相談できるオフィスアワー制度等学生の学習相談体制が整っていないことから、学生の履修指導や学習相談・助言が適切に行われていないとの結論に達している。 しかしながら、当該大学の申立意見及び理由にあるように、学生数が少ないことから日常的に相談が可能であり、原案の記述が一部適切でないことから修正する。

は充分に確保されていると考える。 個別授業以外の学習相談・助言の機会として、年間を通してのエクステンションスクール、宿泊研修、サロン・企業訪問、教員・学生の交流会、指導教員と補助教員によるプロジェクト成果報告の学生指導等を通して、グループ別での学習相談・助言等の指導を常時多角的に、適切な学生と教員との意思疎通を図ってきた。	

（申立５）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準３　学習成果 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点３－１ 学位取得者が、平成 20 年度入学者の学位取得率 92%、平成 21 年度 43%、平成 22 年度 63%にとどまっているので、必ずしも意図した学習成果はあがっていないと判断される。 （３）意見 入学者に対する学位取得率だけで必ずしも学習成果を判断することは出来ないと思われる。また、学位取得率は入学者から退学者・休学者を除した実質学位取得率も学習成果の判断に必要な数値とも考えられる。むしろ、修了者の研究成果水準も勘案した質的･量的な総合的な学習成果の判断が必要と思われる。 （４）理由 本学は新しい分野の専門職大学院として、世の期待に応えられる教育の成果をあげることによって、本学の評価を高めることにもなり、成績評価は厳しくしてきた。特に在学中の総合	（１）対応 原案の記述「・・・・・とどまっているので、必ずしも意図した学習成果はあがっていないと判断される。」を「・・・・・とどまっているが、単位の修得状況等から、概ね意図した学習成果はあがっていると判断される」と修正する。 （２）理由 書面調査及び訪問調査を通じて、学位取得率は低いが、当該大学の申立意見にあるように、必ずしも学位取得率のみをもって学習成果を測ることはできないとの判断による。

的な学習成果であるプロジェクト成果報告については、必修科目に指定し、実務実践性の高い水準にするために、各学生を個別に入学時から研究者教員と実務家教員が連携して複数教員チームによる指導体制を取ってきた。 また、成果報告が所期のレベルに達していないと判断した場合、他の単位修得要件を満たしていても 2 年の修了期間を延長して、再度、成果報告指導を続け、所期の水準に達したと思われる場合にのみ、教授会において審議して、修了決定している。今後も学位取得基準は高める方針である。 また、在学者には職場勤務者、経営者も多く、仕事と両立しながらの勉学の都合上、在学期間の延長を余儀無くされる場合もある。 なお、学位取得率の算定方法については、本学では入学者に対する数値と、入学者から退学者･休学者を除した者に対する実質の数値の両面を算定しており、その結果は下の通りである。 入学者に対する学位取得率は平成 20 年度生 92%、平成 21 年度生 43%、平成 22 年度生 89%、入学者から中退者･休学者を除した学位取得率は、20 年度生 100%、平成 21 年度生 75%、平成 22 年度生 100%、となる。	

（申立６）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準４　教職員組織等 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点４－６ 教員の採用基準や昇格基準等は明確には定	（１）対応 原案の記述「教員の採用基準や昇格基準等は明確には定められていない。また、教育上の指導能力についての評価も行われていない。」を「教員の採用基準や昇格基準等を明確に定め、教育上の指導能力についての評価を組織的に行う必要があると判断される。」に修正する。

められていない。また、教育上の指導能力についての評価も行われていない。 （３）意見 　教員の採用及び昇格の基準は、本学の教員選考規程に定める手続きにより、教員候補者の研究実績・実務実績等の提出資料および面接、さらに関係者評価によって、を総合して決定している。また、能力評価についても同様である。 （４）理由 本学の研究対象領域であるビューティビジネスについて国内外において専門の研究者教員は少数で、かつ専門職大学院教員として適合する教育力のある実務家も少数であるため、教員採用については開学以前から長年にわたり適合性のある教員について各研究機関・業界団体等から鋭意情報を収集し、研究実績、実務実績、関係者評価、面接等により選抜し、今日の教員構成となった。 採用については所定の手続きにより実施されている。また、能力評価については採用後の研究成果、教育成果、各種委員会での活動・評価等を学長・研究科長が中心となって評価して、担当職務および昇格等に反映している。 今後、開学以来の経験を活かし、教員の能力開発を計画的組織的に実施努力したい。	（２）理由 　書面調査及び訪問調査を通じて、明確な規程等において確認できなかったことから原案のとおり判断したものである。 　しかしながら、大学の申立意見及び理由にあるように、一部において実施されていることから、改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

（申立７）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 　基準４　教職員組織等 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由）	（１）対応 　原案の記述「教員の教育研究活動に関する評価が定期的に行われていない。」を「教員の教育研究活動に関する評価を定期的に行う必要があると判断される。」に修正する。

観点４－７ 　教員の教育研究活動に関する評価が定期的に行われていない。 （３）意見 　教員の教育研究活動の評価は、各教員の「研究計画と実績報告書」および自己点検・FD 活動等において定期的に行ってきたが、さらに計画的・組織的な評価を充実し、それを人事に反映し、教員の教育研究活動を活性化する体制を整えたい。 （４）理由 　毎年度、公表している専任教員の「研究計画と実績報告書」は教授会に提出され、各教員間による相互評価を行ってきた。また、FD 活動および学生による授業評価の結果等も教授会に報告され、教育の質向上のための改善に供してきたが、今後、さらに関係者評価も含め、定期的な評価体制を充実し、教員の教育研究活動の活性化に努めたい。	（２）理由 　書面調査及び訪問調査を通じて、定期的に実施していることが確認できなかったことから原案のとおり判断したものである。 　しかしながら、大学の申立意見及び理由にあるように、一部において実施されていることから、改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

（申立８）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 　基準４　教職員組織等 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点４－８ 　教員の任期を１年としているが、教育研究や教育課程の中長期的な改善、向上の継続性を考慮すると適切な措置とは言えない。また、大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するためのサバティカル制、公募制、テニュ	（１）対応 　原案の記述「中長期的な改善、向上の継続性を考慮すると適切な措置とは言えない。」を「改善、向上の安定性・継続性を考慮し、適切に運用されるよう検討が必要である。」に、また、「具体的措置は講じられていない。」を「具体的措置について検討する必要がある。」に修正する。 （２）理由 　書面調査及び訪問調査を通じて、教員の任期

ア制などの具体的措置は講じられていない。 （３）意見 本学の定める教員の定年を経過した者 1 名及び本人の一身上の都合による者 1 名については１年の雇用契約はあったが、この特殊事例を除き他の者については 1 年の雇用契約は存在しない。 （４）理由 教員の雇用の安定により長期的な教員の資質の向上を図ることは組織の活性化に肝要であり、また、ビューティビジネス専門職大学院の特性から常に最先端の学識経験を持った人材を確保することも同様に重要である。 教員の採用及び昇任等に関する事項については「ハリウッド大学院教員選考規程」がある。なお、教員には、継続雇用を前提に職務・職位を記載した人事辞令を毎年度初めに改めて交付している。この辞令交付を節目に、教員の教育研究業績を適正に評価し、それを職務・職位に反映することによって組織の活性化も期している。従って、労働関係法令及び、本学の就業規則・定年規程等により雇用の安定は確保されており、雇用期間の中断による再雇用には該当しない。	を１年としていること、教員組織の活動を活性化するための具体的措置を確認できなかったことから原案のとおり判断したものである。 しかしながら、本観点での教員任期１年に対する考え方をより適切に表現すること、また、教員組織の活性化については、改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

（申立９）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準５　学習環境 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点５－１ 講義室 2 室には、モニターとノートパソコ	（１）対応 原案記述のうち、「また、・・・・事務室の大部屋の一角に席を置いている。」を削除し、「これらのことから、施設・設備の一部については整備されているものの、教員の研究環境については教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備の整備がされていないと判断され

ン、DVD プレイヤーが常設され、講義室としては教育課程に対応した施設・設備となっている。主として実務家教員が担当する実務関連授業（メイクアップ技術論、ヘア技術論等）については、大学院の専用ではないが、学校法人設置の美容専門学校の施設･設備を利用して実習を行うことが可能となっている。 教員の研究環境として、専任教員 14 人に対して、共同研究室 2 室（当該大学院では「研究室」と称している）が設置されているが、教員の個人研究室は設備されていない。共同研究室には、ローパーテーションで区切られた 20 の個席を設け、個席にパソコンを設置している。また、特任、客員、非常勤の教員に対する個人研究室はもちろん、控室や準備室に相当する部屋も用意されていない。大学院事務室は独立した部屋ではなく、学校法人設置の専門学校教員、事務室の大部屋の一角に席を置いている。 これらのことから、施設・設備の一部については整備されているものの、教員の研究環境については教育研究組織及び教育課程に対応した施設･設備の整備がされていないと判断される。 （３）意見 教育施設整備は開学以来、教員の意見も採用し、開学時に比べ第二研究室を増設する等教員の研究環境は大幅に改善してきたが、さらに施設・設備の整備充実を図りたい。 （４）理由 教員研究室は教員の自主的研究環境とともに、専門職大学院の特性として特に重要な研究者教員と実務家教員の産学協同のグループ研究環境との双方に良好な施設･設備として教員の意見を集約して現状の設備環境となった。この	る。」を「これらのことから、教育研究組織及び教育課程に対応した施設･設備が一定程度整備されていると判断される。」に修正する。 （２）理由 この観点では必ずしも量的整備を要請しているものではないため。

結果、研究者教員、実務家教員の双方向の情報交流が活発となり、また、FD 研究会等の教育研究活動の活性化にもなってきた。さらに、平成 22 年 4 月より教員の増加を機会に、教員の意見を採用して隣接ビルに第二教員研究室を増設（ほぼ２倍となる）し、研究環境は充実してきたと思われる。今後、さらに、個人研究環境の改善とともに利用率の向上を図るなど、効果的な活用を促進したい。	

（申立１０）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準５　学習環境 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点５－２ 平成 24 年 5 月 1 日現在、蔵書数は 4822 冊（うち外国書 358 冊）、学術・業界誌 49 冊となっている。上記図書以外にも、各教員から数多くの図書が寄贈されたが、またデータベースが未整備の状態にあり、学生の利用に至っていない。 このことから、図書室がある程度の整備はされているものの、当該大学院の目的に照らして蔵書数、資料が十分とは言えず、また、一定の収書・整理方針に基づいて系統的に収集・整理がされていないことから、閲覧に適した十分な環境とは言えないと判断される。 （３）意見 ビューティビジネス関連図書資料は質量とも国内有数であり、さらに教員・学生の要望により、国内外資料を適時補充し、年々充実しており、教育研究に有効に利用されている。	（１）対応 原案記述のうち、「蔵書数、資料が十分とは言えず、また、」を削除し、「一定の収書・整理方針に基づいて系統的に収集・整理がされていないことから、閲覧に適した十分な環境とは言えないと判断される。」を「一定の収書・整理方針に基づいて、更なる系統的な収集・整理が必要と判断される。」に修正する。 （２）理由 原案の蔵書数、資料の量的指摘は適切ではないため。

（４）理由 　ビューティビジネス専門の学術的研究の歴史は浅く、本学が先駆的な存在であり国内外において図書研究資料は充分でないが、本学は長年にわたり国内外の図書を可能な限り収集し、また、本学独自で翻訳出版したものもある。 本学園は 1931 年日本最初の美容室経営書、1935 年日本初の美容室教育書の図書を出版するなど研究成果の出版等、情報発信も長年積極的に実施してきた。本学のようにビューティビジネス専門の内外情報を保有し、出版等も行っている学校は類を見ない。特に、ビューティビジネス関連の専門図書・専門誌・専門視聴覚資料・電子ジャーナル等は、質量ともに国内有数の資料・情報が備わっていて学生・教員の研究活動に寄与していると考えている。 また、内外の図書・資料が調査出来るインターネット環境も整備している。特に、ビューティビジネスはファッション性の高いビジネスで最新情報を必要としており、教員学生の希望も採用し多角的に収集し、教育研究に供している。 さらに、本学の有する図書資料を系統的に整理し有効活用を促進するために、司書を配置しており、また、教員及び学生の教育研究に資するものについては原則として今日まで必要と思われるもの及び希望があったものについては購入しており、年々整備充実してきた。 今後は図書委員会で本学の目的に照らして系統的な収集・整理方針を策定し、収集及び図書の利便性を高めるため現在保有する図書の整理も進め、電子化を図るとともに、学生・教員のより一層、閲覧に適した教育研究環境を向上させたい。	

（申立１１）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準５　学習環境 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点５－８ 当該大学院では、開学以来４年余の実績からは、大学運営に必要な措置が財政的な事情から回避されたことはない、としている。しかしながら、大学院の消費収支決算に関し、毎年度消費支出超過となっている。 これはとりもなおさず、収入源が授業料はじめ学生納付金と私学助成金であることを鑑みれば、大学院の学生定員をこれまで一度も充足したことがないことが主要な原因であり、これが充足されない限り財政の改善もないと考えるべきである。なお、23 年度から授業料を引き下げているが、学生定員充足と大学院教育研究経費とを検討し、安定的な教育研究活動が担保されるよう十全な財政計画を策定すべきである。 これらのことから教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していないと判断される。 （３）意見 消費収支は開学期の初期費用負担及び定員未充足等が収支の課題となったが、入学定員の充足率向上に伴い消費収支は改善の見込みである。また、当法人の財政基盤は健全で教育活動の支障となっていない。 （４）理由 開学後の消費収支の改善策として所定の定	（１）対応 原案の記述「これはとりもなおさず、・・・・十全な財政計画を策定すべきである。」を削除し、「これらのことから教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していないと判断される。」を「このことから、大学院としての教育活動等を適切に遂行できるよう財政的基礎を確立するために十全な財政計画を策定すべきであると判断される。」に修正する。 （２）理由 当該大学の申立意見及び理由にあるように、収支改善努力を否定しているものではなく、大学院としての財政基礎を確立する必要性を指摘することが適切であるため。

員充足を図ることを考慮し、開学時の授業料を他の大学院学費を参考に現行水準に下げた。それにより定員充足率は向上し、今後の収支改善が見込まれる。 さらに、ビューティビジネスの専門職大学院としての本学の特徴を積極的に PR し、募集活動を強化することによって定員充足率を高めつつ、寄付金等の学費外収入の増収も図るとともに、大学院経費の適正化を図り、収支改善に努めたい。 法人の財務バランスは極めて健全であるため、今後の大学院の教育研究環境の向上に積極的な教育投資を続け大学院経営の一層の健全化を図ることによって、総合的な財政基盤を強化していきたい。	

（申立１２）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－１ 学生受入の状況、教育の状況及び進路についての資料･データ等については一定の収集整理が行われているが、それを分析し、それに基づいた自己点検・評価が組織的に行われていない。 （３）意見 学生に関する教育の資料･データの分析は少人数の学生構成となっていること、および過去の学生の蓄積データ量も少ないため、今までは統計的手法による分析評価よりもむしろ個人指導を主眼とした点検･評価で教育成果を上げ	（１）対応 原案の記述「それに基づいた自己点検・評価が組織的に行われていない。」を「それに基づいた自己点検･評価を組織的に行う必要があると判断される。」と修正する。 （２）理由 改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

る努力をしてきた。 （４）理由 　学生指導は、少人数制教育の効果を最大限にするために、入学時から学生のプロジェクト成果報告の研究テーマに適合する担当指導教員として研究者教員と実務家教員が連携して、継続的に指導し、総合的な点検・評価をし、それを関係委員会、教授会に報告・審議してきた。これにより、学生の多様な出身国、学習歴、職務経験および本学修了後の将来の生活設計にきめ細かく対応することが出来、一応の成果をあげることが出来た。 しかし、卒業生のデータの蓄積も多くなってきたので過去のデータと在校生のデータとを比較分析することの有効性も高まったので、今後においては、従来効果をあげてきた学生に対する個別対応の評価･分析を基本にさらに過去の各種蓄積データを活用した統計的手法による評価・分析とを総合して、さらに、計画的・組織的な自己点検･評価体制を強化実施していきたい。	

（申立１３）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 　基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－２ 　学生による授業評価は実施されているものの、その他学生からの意見聴取については行われておらず、教育の状況に関する自己点検・評価も行われていない。	（１）対応 　原案の記述「学生による授業評価は実施されているものの、その他学生からの意見聴取については行われておらず、教育の状況に関する自己点検・評価も行われていない。」を「学生による授業評価に加え、その他学生からの意見聴取を行い、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映される必要があると判断される。」と修正する。 （２）理由

（３）意見 　学生による授業評価は、学生数が少ないこともあり、学生の率直な評価を得るために、現在の授業科目毎の評価は匿名で行ない、結果は数値化しているが、個別の意見も記入する形になっている。 この授業評価の結果を踏まえて、学生からの評価と指摘に関して、直接学生からの意見聴取も出来る形にして、組織的に教育状況の向上・改善につなげる体制にしたい。 （４）理由 　学生による授業評価は、学期末に個々の授業科目毎に事務局が行うものと、授業担当教員自身が期中に行うものとがある。とくに後者は担当教員自身が直接指導をしている学生の意見を聴き、残された期間に課題を取り入れて、指導の改善に当たろうとするものである。 授業アンケートは在学生だけでなく、平成 24 年 10 月修了生に対して「修了生アンケート」を試験的に実施した。内容は、①履修科目や授業評価に対する意見、②生活支援や就職支援に対する要望、③修了時の感想や修了後の進路等を質問した。その結果は、留学生を含めて学生の履歴が多岐にわたるために一律的な授業の運営が難しい点、起業支援の制度の相談、会社就職を希望する学生の就職先選定の相談、入学時に進路未定の学生に対して論文指導を通して進路の個別指導を行う必要性等の問題が明らかになった。 学内には学生相談委員会を設置して組織的に学生の相談には対応し、必要な事項については教授会での討議の対象とし、記録も残している。 学生が少数である割に教員数が多いこともあり、指導教員はプロジェクト成果報告の作成以	改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

外の学生生活の面でも相談に応じる形になっており、小規模校の利点も発揮している。	

（申立１４）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－３ 学外関係者の意見や専門職域に係わるニーズを反映させる機会を設けておらず、教育の状況に関する自己点検・評価も行われていない。 （３）意見 本学はビューティビジネス業界初の専門職大学院として設置されたこともあり、国内の業界に止まらず海外の関係者の関心も高く、訪問者も多い。定期的にビューティビジネス関係者を招いて「エクステンションスクール」を開催して、終了後は業界・市場・教育に関して率直な意見交換の場としている。こうした活動は、学外関係者の意見や専門職域に係るニーズを聴く機会になっていると考えている。 今後は、組織的に学外関係者の意見聞く場を設け、この結果を教育の状況改善に適切に反映させ、自己点検・評価につながる体制にしたい。 （４）理由 本学経営の基盤となっているメイ・ウシヤマ学園は、化粧品・美容サロン経営・教育を含めて 88 年の歴史をもち、ビューティビジネス業界との密接な関係から、日常的に関係者とのコンタクトが保持され、その中から大学院運営を含めた情報の取得や活用が行われてきた。	（１）対応 原案の記述「学外関係者の意見や専門職域に係わるニーズを反映させる機会を設けておらず、教育の状況に関する自己点検・評価も行われていない。」を「大学として学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズを聴取する機会を設け、教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映させる必要があると判断される。」と修正する。 （２）理由 改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

例えば、学園主催の「企業就職説明会」（5 日間）には国内外の主要サロン 50 数社が参加する一大学校行事となっている。これには大学院生、教員および本学修了生も参加して、ビューティビジネスの動向についての最新の情報収集や意見交換が出来る場となり、大学院経営に関しても学外関係者からの率直な意見を聴取出来る機会ともなっている。 今後は、大学院プロパーの意見収集と教育へのフィードバックが可能な自己点検評価の体制をさらに充実したい。	

（申立１５）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－４ 自己点検・評価を組織的に行っていないため、公開もされていない。 （３）意見 自己点検･評価について開学認可申請時より評価関係機関等の実施する研修会に参加し検討を重ね、開学後に自己点検委員会を設けて今日まで本学独自に自己点検･評価を行い学校関係者にも公開してきたが、今後、さらに計画的、組織的な実施体制を強化し、その結果を広く社会に公開することといたしたい。 （４）理由 本学としては、平素の教育活動から得られる課題や成果を自己点検委員会で調査･検討する	（１）対応 原案の記述「自己点検・評価を組織的に行っていないため、公開もされていない」を「自己点検・評価を組織的に行い、本評価に提出した自己評価書を含め社会に対し広く公開する必要があると判断される。」に修正する。 （２）理由 原案の記述に補足するため。

とともに、必要とされる事項は教授会の議論を経て、改善・向上のための施策として実施してきた。 また、毎年度、専任教員の「教育研究等の計画と実績」等の自己点検資料作成、および、学内の自己点検・評価内容を学校関係者に公開してきた。 小規模校であることから、こうした課題と評価については学生と教員との間の共通の理解を得やすいという利点はあるが、今後はこうした課題への対応を組織的に点検・評価して、その結果を学校関係者に止まらず広く社会に公開する体制を強化したい。	

（申立１６）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－５ FD 活動や教員相互の授業参観によって、ある程度教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等につながる方策は講じられているが、自己点検・評価の結果を分析してフィードバックされたことによるものではない。 （３）意見 教育の質の改善・向上は、FD 委員会による学内評価、授業の相互参観、学生からの意見聴取等を分析した結果、２学期制への移行、前提科目の設置、技術系科目の経験の有無による講座Ⅰ・Ⅱの設定、学外からの講師の招聘、サロン訪問等、他の学外授業等の新たな措置等によ	（１）対応 原案の記述「教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ」を「教育の質の改善・向上のための取組が行われ」に、また、「自己点検・評価の結果を分析してフィードバックされたことによるものではない」を「自己点検・評価の結果を組織的に分析してフィードバックする必要があると判断される」に修正する。 （２）理由 観点 6-1 評価結果の記述と整合性を取るため及び原案の記述をより適切に表現するため。

って努力してきた。 今後はこうしたFD委員会・自己点検委員会の検討結果を継続的に分析し、カリキュラムの再編成、現役経営者の講師招聘、学生を交えた訪問すべきサロンの選定、マーケティング調査の実施方法、起業する場合の資金調達・経営ノウハウ等教育環境の向上に資する改善策を、組織的に教育現場にフィードバックしたい。 （４）理由 　これまでは主として、FD 委員会の授業評価を、カリキュラムの再編に重点を置いて反映させてきた。教員相互の授業参観は、研究者教員と実務家教員との授業内容の相互理解と授業方法についての情報交換によって、教育の質の改善向上を図ってきた。 社会人と留学生が多いことから、学生の履修経歴・レベルの違いを実際の教育・研究の中でどのように具体的に解決し指導して行くかが大きな課題として残されている。このことが学生の教育指導の質の向上･改善につながる課題であるので、さらに組織的に点検・評価のレベルを高め、フィードバックするPDCAサイクルを充実したい。	

（申立１７）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 　基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－６ 　個々の教員によって、毎年のシラバスは改訂されており、ある程度教育研究の質の向上、授	（１）対応 　原案の記述「自己点検・評価の結果の分析に基づいたものではない」を「自己点検・評価の結果の組織的分析に基づいて継続的な改善を行う必要があると判断される」に修正する。 （２）理由 　観点 6-1 評価結果の記述と整合性を取るた

業内容、教材、授業技術等の改善に結びついているが、自己点検・評価の結果の分析に基づいたものではない。 （３）意見 FD 委員会による学生の点検・評価結果は、個々の教員にフィードバックされ、これに基づいて最新の研究成果も紹介してシラバスの改訂・公表も行われている。今後は大学院全体としての自己点検・評価の結果を組織的・継続的に分析した上で、さらに教育研究の質の向上・改善を図るようにしたい。 （４）理由 ビューティビジネスの学術的･実践的研究という新しい分野の大学院として、シラバスの設定と教員の確保は開学以来本学特有の課題である。設置の際、単なるビューティビジネスの学術的研究と教育だけではなく、技術・経営力の評価・開発を同時に達成する教育・研究体制にすることが求められていた。 とくにビューティビジネス業界では、技術的には世界的に活躍している人材は豊富にいるが、実践性の高い教育の現場でその知識･経験を学術的に伝達出来る人材は非常に少ないのが現状である。教材・教授方法に至っては、既存のものは実質的になく、本学独自で開発せざるを得ない状況にある。 今後は関係業界とも連携しながら、海外も含めて優れた教材･教育方法の開発を更につとめたい。	め及び原案の記述をより適切に表現するため。

（申立１８）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－７ 当該観点については、観点６－８において併せて分析することにする。 （３）意見 （４）理由	（１）対応 原案のとおりとする。 （２）理由 大学の申立に意見及び理由の記述がない。

（申立１９）

申立ての内容	申立てへの対応
（１）意見の申立ての対象となる基準 基準６　教育の質の改善・向上 （２）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点６－８ ファカルティ・ディベロップメントについては、FD 委員会の主導のもと、学生の授業評価や教員による授業の相互参観、教員と学生との日常のコミュニケーションの中で出てきた問題をテーマ研究として取り上げる「FD 研究会」、また、教員間でのテーマ研究テーマや実務の紹介、授業内容の相互理解の促進のための「スタッフ研究会」を実施している。いずれも専任教員以外にも主要科目を担当する特任教員が参加している。一方スタッフ・ディベロップメントについては実施されていない。 このことから、ファカルティ・ディベロップ	（１）対応 原案の記述「一方スタッフ・ディベロップメントについては実施されていない。」「スタッフ・ディベロップメントについては大学として実施する必要がある。」と修正する。 （２）理由 改善方策として指摘することが適切と判断したことによる。

メントについては組織として概ね適切に実施されており、教育の向上にある程度結び付いているものと判断される。 （３）意見 　スタッフ･ディベロップメントについては学外で実施されている関係機関の研究会に参加し能力開発に努めてきたが、今後は学生指導、募集、就職、進学、図書、施設管理、財務等の運営管理の面で本学独自の研修の機会を設けるとともに、能力開発、業績評価等の研修を組織的に行っていきたい。 （４）理由 　スタッフ・ディベロップメントは、従来、学園全体として実施している面があり、外部講師を招いての研修等、職員の定期研修等を行って、大学院としてもこれを活用してきた経緯がある。今後は本学独自に計画的・組織的にスタッフ・ディベロップメントの充実を図りたい。	

【別紙】認証評価委員会

平成24年度　ハリウッド大学院大学　ビューティービジネス分野の評価チーム
（五十音順）

川口　昭彦	一般社団法人　専門職高等教育質保証機構　代表理事
長尾　武次	東京都化粧品装粧品小売協同組合 会長
長尾　哲治	（有)化粧品の店　長尾　常務取締役
長友　隆男	元　芝浦工業大学理事長・名誉教授
○西村　可明	帝京大学教授　元一橋大学副学長・理事（評価担当）
福島　吉功	東京都美容生活衛生同業組合副理事長
吉井　眞人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長

※ ○は評価委員長
事務局　加藤　泰久（一般社団法人専門職高等教育質保証機構　事務局長）